

給付型奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかつた方へ

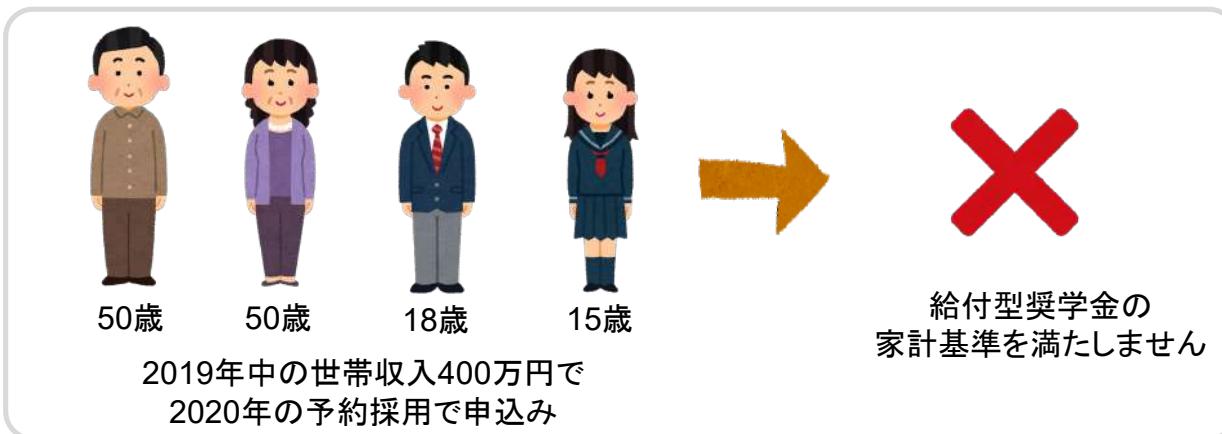
Q 日本学生支援機構に給付型奨学金の申込みをしましたが、認定を受けることができませんでした（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

A 一度、申し込んで認定を受けられなかつた人であつても、その後の在学採用で、また申し込むことができます。

毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生のときの予約採用や、大学等に入学した4月に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込めば採用される可能性があります。

2021年4月の申込みでは2019年の所得に基づく住民税情報、2021年秋の申込みでは2020年の所得に基づく住民税情報により判定されます。（対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。）

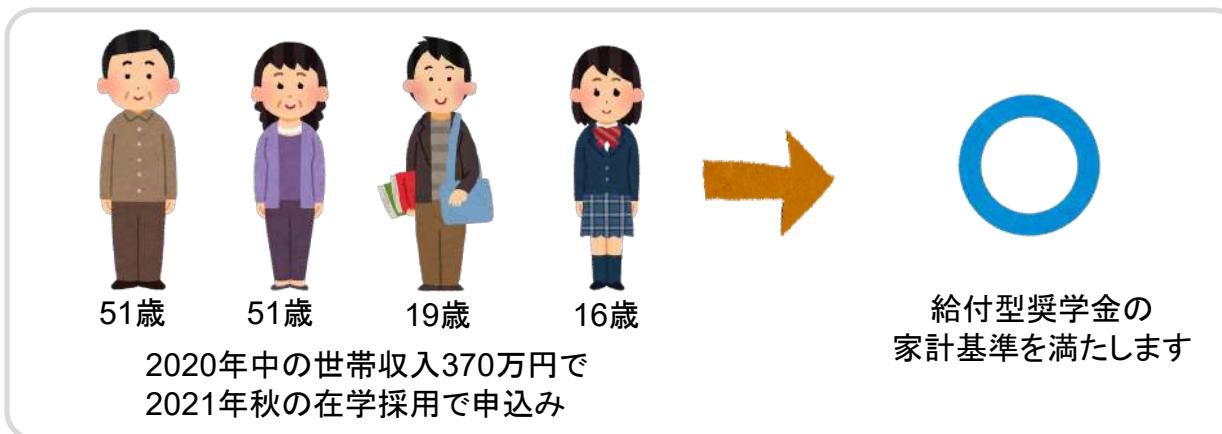
例えば…



次の年に状況が
変わつていれば…



(住民税情報は
2021年6月頃に更新)



これは、給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報(収入の情報)が前年のものであり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。

今後も、状況が変化していたら、次の年の秋に申込めば対象になるかもしれません。

詳しい基準は
「進学資金シミュレーター」
で確認してみましょう！



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。